

## 基盤整備計画（施設生活環境改善計画，市町村整備計画）について

「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」に基づき，都道府県整備交付金の申請に必要な計画（施設生活環境改善計画）及び市町村整備交付金の申請に必要な計画（市町村整備計画）について，「基盤整備計画等ワーキンググループ」（5月16日開催）での協議を経て提出した。

### 1 施設生活環境改善計画（資料4 - 1）

新規事業分として，特別養護老人ホーム2施設（長期170人分，短期20人分）を掲載。

平成16年度からの継続事業として，特別養護老人ホーム2施設（長期190人分，短期30人分），ケアハウス1施設（55人分），老人デイサービスセンター2施設を掲載。

#### <参考：交付金対象施設（介護関連施設）>

- a 特別養護老人ホーム（定員30人以上）及び併設される老人ショートステイ用居室（小規模生活単位型を基本としつつ，地域における特別の事情を踏まえるものとする。）
- b 養護老人ホーム及び併設される老人ショートステイ用居室
- c 特定施設入所者生活介護の指定を受けるケアハウス（定員30人以上。小規模生活単位型を基本としつつ，地域における特別の事情を踏まえるものとする。）
- d 老人保健施設（定員30人以上。小規模生活単位型を基本としつつ，地域における特別の事情を踏まえるものとする。）
- e 訪問看護ステーション

### 2 市町村整備計画（資料4 - 2）

今回は介護予防拠点のみの計画であるため，平成17年度の単年度計画とした。

日常生活圏域を区役所・支所とした。（本日の協議事項にもあるとおり「京都市民長寿すこやかプラン」では変更する予定。）

平成17年度における介護予防拠点の整備について，地域バランス，高齢者の多い区，高齢化率の高い区，地域福祉活動の取組状況を勘案し，上

京，左京，山科，右京，伏見とした。

計画は日常生活圏域ごとに作成する必要があるため，5区分の計画を作成した。（資料として添付しているのは右京区の計画。）

<参考：交付金対象施設>

（ア）地域密着型サービス等の拠点

- a 小規模多機能型居宅介護拠点
- b 小規模（定員29人以下）の特別養護老人ホーム（小規模生活単位型を基本としつつ，地域における特別の事情を踏まえるものとする。）
- c 小規模（定員29人以下）の老人保健施設（小規模生活単位型を基本としつつ，地域における特別の事情を踏まえるものとする。）
- d 小規模（定員29人以下）の特定施設入所者生活介護の指定を受けるケアハウス（小規模生活単位型を基本としつつ，地域における特別の事情を踏まえるものとする。）
- e 認知症高齢者グループホーム
- f 認知症対応型デイサービスセンター
- g 夜間対応型訪問介護ステーション

（イ）介護予防拠点

（ウ）地域包括支援センター

（エ）生活支援ハウス（\*本市は対象外）

（オ）高齢者の在宅生活を支えるための基盤形成